

# “あなたの隣の放射能汚染ゴミ”

2016年4月環境省は「中間貯蔵除去土壤等の減容、再生利用技術開発戦略」で30年後の福島県外での最終処分をするための減容化・再生資材・再利用を語り、8000ベクレル/k以下の中のものは全国で管理技術を確立して“公共事業で利用する”と戦略を示しました。千葉県も環境審議会の中で8000ベクレル超は指定廃棄物だがそれ以下は一般のゴミと同じと言いつけています。

まさのあつこさんは、この問題を“あなたの隣の放射能汚染ゴミ”と警告を発して説明してくれました(5/21)。

冒頭、本来とるべき選択肢（選ばれなかった）①住民参加で正しい情報のもと合意形成②年間1ミリシーベルト以上の汚染地域の住民の避難・移住を選択する権利と補償③居住を選択する住民には健康管理と補償 を示しこれらがとられぬまま6年間が過ぎている状況の中での課題を語りました。

「放射性物質汚染対処特別措置法」(2011年8月)でクリアランスレベル100ベクレルの80倍の8000ベクレルを基本にして、超す場合は指定廃棄物、それ以下は管理型処分場で処分可能とし、1ミリシーベルトは長期的目標とする原発事故へのスタンスが決められてしまいました。この特措法が“直ちに避難させるのではなく人々を被曝させながら除染で対応していく方向性”、それはやがて帰還政策へつながっていく今日の状況を作り出しているのだと批判しました。

指定廃棄物の処分場（長期管理施設）も決まりらず、汚染土壤の除染は一大ビジネス(6兆円)となり莫大な量(2200万立方メートル)の放射能汚染ゴミが作り出されていると現状を分析。

又、減容化における焼却炉のバグフィルターの問題も指摘しました。99.9%の放射性セシウムを取り除けると言われているが事実は70~99.9%とのこと。気化した放射性物質はどこに行つたのでしょうか?と。

更に環境省の規制の仕方は空間線量(シーベルト)だけで外部被ばく対応。内部被曝の為にはベクレルで対応しなければならない点も理解せず今まで来ているとのことです。横須賀市の除去土壤を掘り起こして処理したら43校中1校で8000ベクレルを超す除去土が出てきたとのこと。

果たして8000ベクレル以下の除染土を公共事業に使っていいのか?2016年の公共工事に使用すると100ベクレルのクリアランスレベルになるのは183年後だということも明らかなのに・・・と厳しく批判。

国を挙げて放射能汚染ゴミを使おうとするのは、福島県の環境創造センターでの子どもたちに対する「放射能安全教育・除染したから安全」と連なる原子力村の“原発再稼働・輸出戦略”的表れ。「フクシマ」はなかったことにしたいのでしょうか。

最後にまさのさんはこれからの方針として①責任の体制をとるためにも土壤汚染対策法を改正し放射能汚染土壤も法の対象とすべき②公衆の被曝線量限度1ミリシーベルトを、100ベクレルのクリアランスレベルをすべての対象に法定化③放射能汚染物質対処特措法を改正・廃止へを提案しました。

3・11原発事故への反省も総括も責任も取らない政府だから、“あなたの隣に放射能ゴミをばらまく”愚策をためらいもなく出してくるのでしょうか。

嫌なものはイヤ!とはっきり声を出していきましょう。

